

令和4年度第1回
北栄町空家対策審議会会議議事録

日 時 令和5年3月29日(金) 午後1:30 ~ 午後2:00
場 所 北栄町役場 3階 第1委員会室
会議に招集された者 北栄町空家等審議会委員
出席者 谷口 敬雄、張 漢賢、山本 耕二、前田 進
磯江 昭徳、田熊勝美
会議に付した事項 別紙資料のとおり

会 議 の 要 旨

開会 事務局	午後1時30分 令和4年度第1回北栄町空家等審議会を開催します。 今年度自治会代表で前田進自治会長さんが委員になります。 (審議会委員を紹介)
磯江課長 事務局	今回の審議会では、今年度の実績や来年度の取り組みについて情報共有 するとともに、第2期の計画について審議していただきたいと思います。 【令和3年度の実績】 資料に沿って説明 令和4年度末では279件、4件除却を行いました。 C区分(町単独補助金)2件、D区分(国県町補助金)2件 (A B C D各区分について概要説明) 助言、指導については、9件行っております。 空き家に付随した蜂の巣や草木への苦情対応も含まれています。 特定空家等の除却事業について、4件で予算執行額は6,539,000円。内訳と しては国・県が5,389,000円、町が1,150,000円。 来年度8,400,000円で予算計上したが、不足する場合は増額要求する予定で す。
磯江課長 前田委員	空家等対策計画(案)について説明。 自治会にも屋根や壁が崩れたような建物がある。隣家への影響も心配。どの程度で 代執行となるのか。代執行までどれくらい時間がかかるのか。
磯江課長	被害の場所、程度により対応は変わる。先ず影響場所へバリケード等の立ち入り禁止 対応は行うと思う。解体は所有者が対応するのが前提。放っておいたら町が解体する ものではない。 相続放棄等で所有者がいない場合は略式代執行となるが、相応な事務手順を踏む ことになる。早急に解体の着手ができるものではない。
前田委員	町が相続人に相続放棄をうながしたケースはないか? 全員相続放棄させれば解体 の対象になるのでは?
会長	相続放棄は家庭裁判所に被相続人が亡くなられてから3か月以内に行うもの。また、 全ての財産について行われるものであり、一部の物件のみを対象に放棄できない。

令和4年度第1回
北栄町空家対策審議会会議議事録

張委員	空家について対象物件を再調査する予定はないか。
事務局	職員が行うのは業務量的に困難。2期計画期間中に調査方法を含め検討します。
事務局	ほかに意見等がございますか、では、終了します。

北栄町空家対策審議会
会長

印